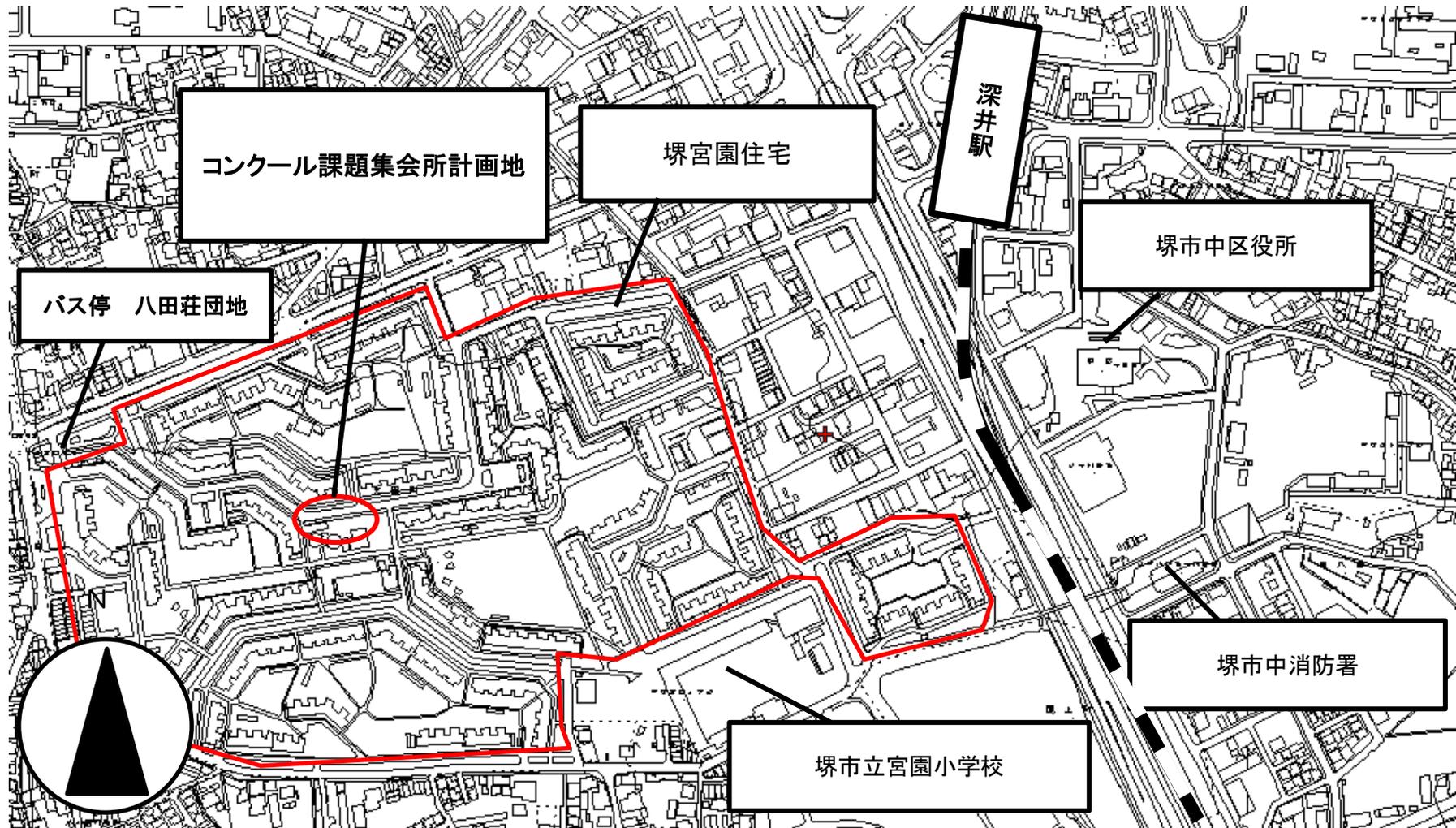


【別添-1】大阪府営堺宮園住宅 周辺図

泉北高速鉄道「深井」駅より徒歩約10分

南海バス バス停「八田荘団地」より徒歩約5分



【別添-2】 現況配置図

建替計画図は【別添-4】参照

第1集会所

集会所予定地

老人会館

活用地エリア

中央集会所

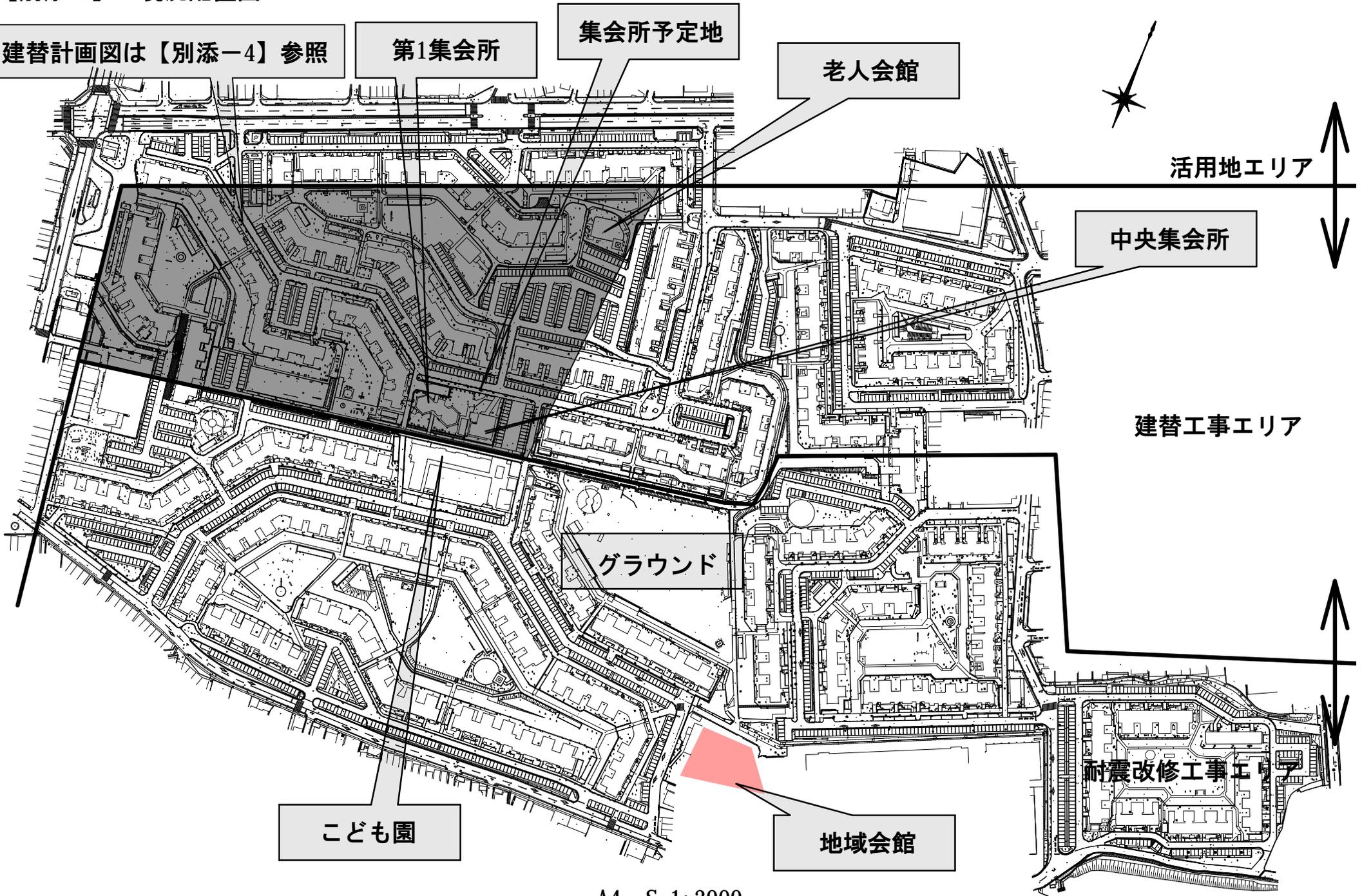
建替工事エリア

グラウンド

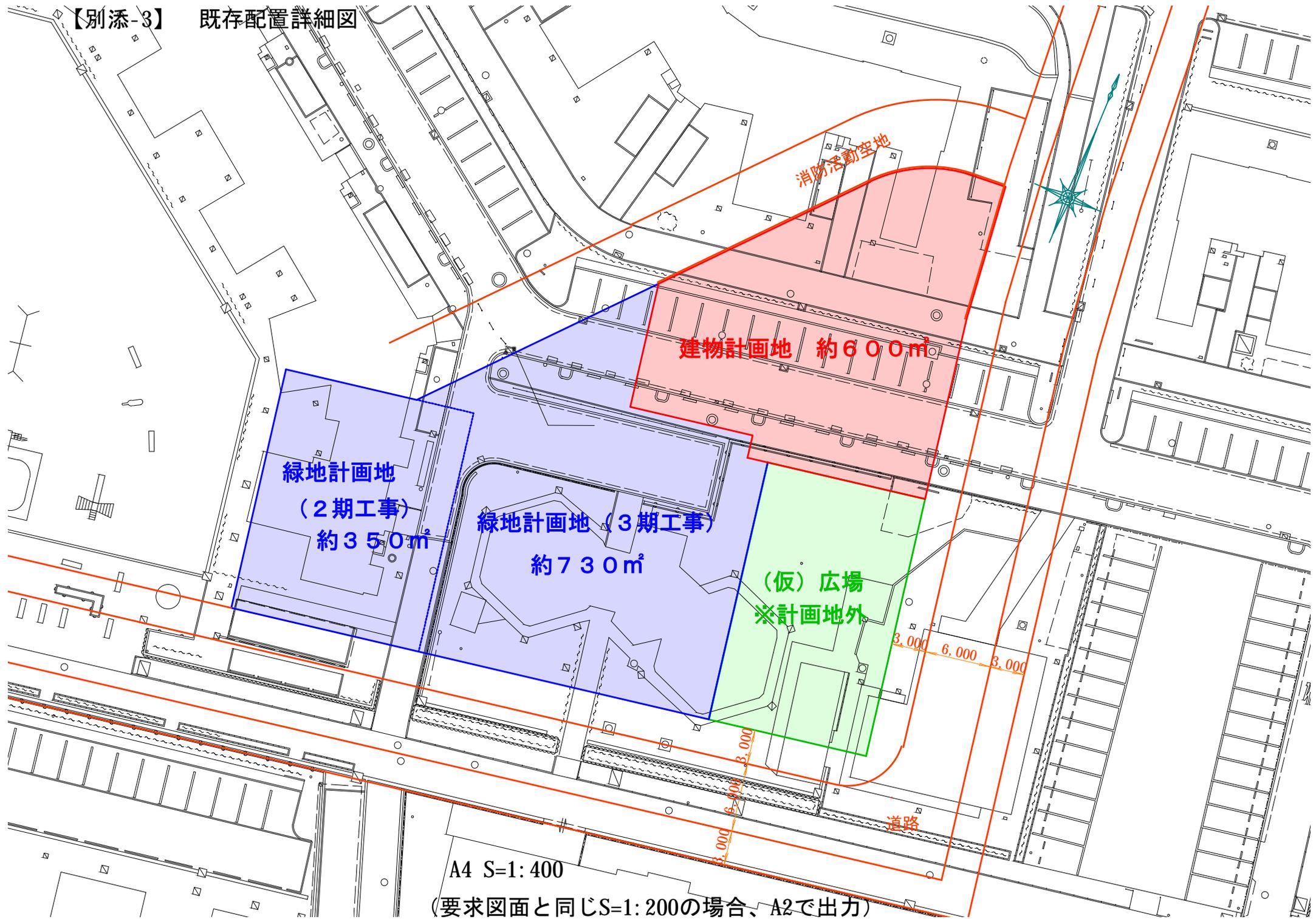
こども園

地域会館

耐震改修工事エリア



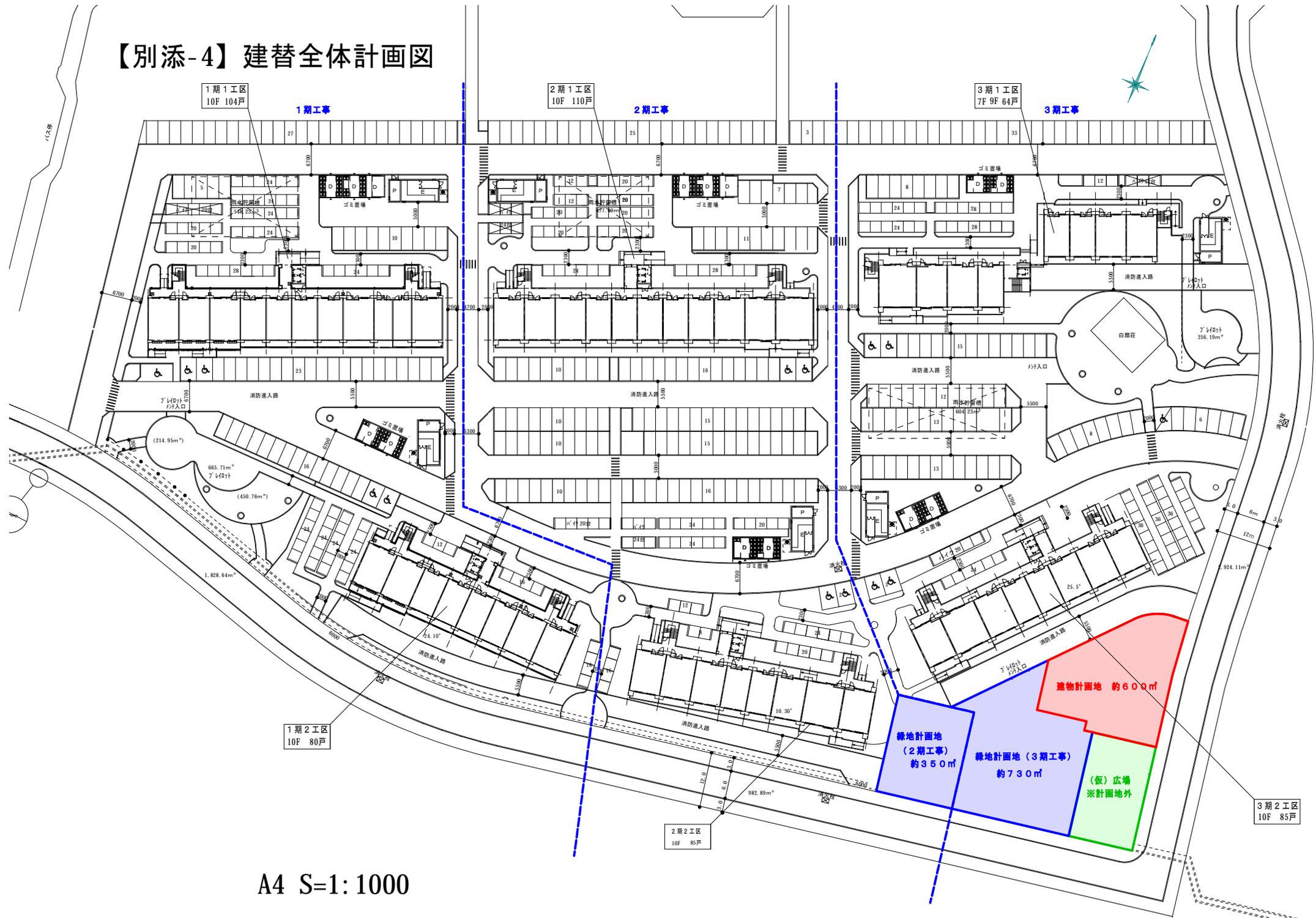
【別添-3】 既存配置詳細図



A4 S=1:400

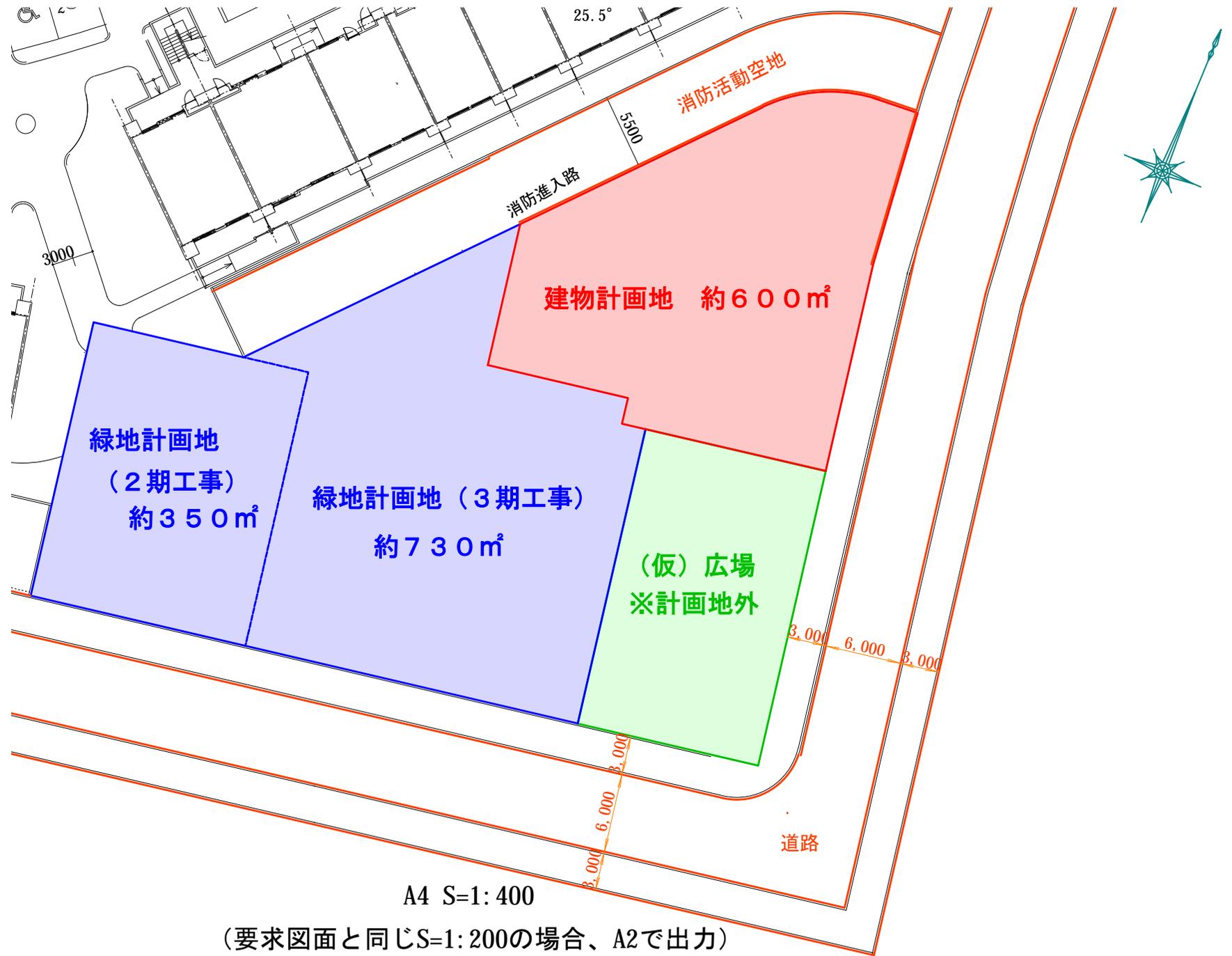
(要求図面と同じS=1:200の場合、A2で出力)

# 【別添-4】建替全体計画図



A4 S=1:1000

【別添-5】 計画地詳細図



【別添-6】敷地周辺 現況写真



① 計画地（西より）



② 計画地（南より）



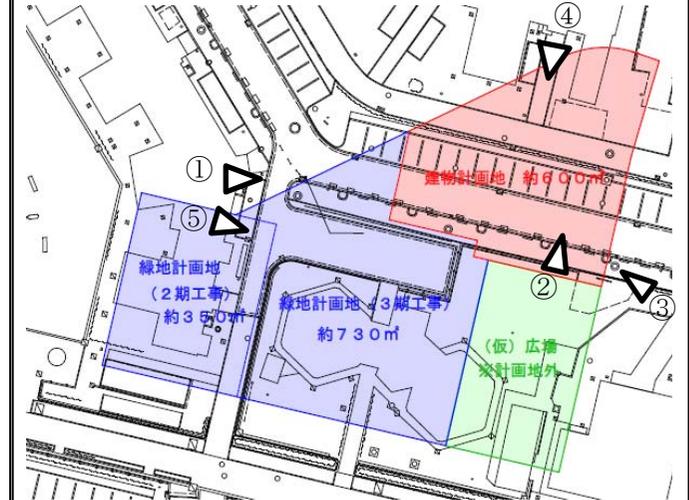
③ 計画地（東より）



④ 計画地（北より）



⑤ 現集会所（西より）

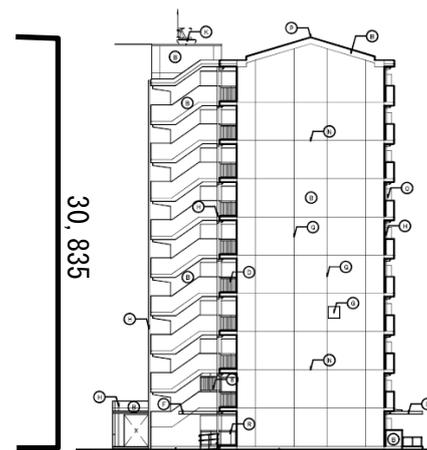
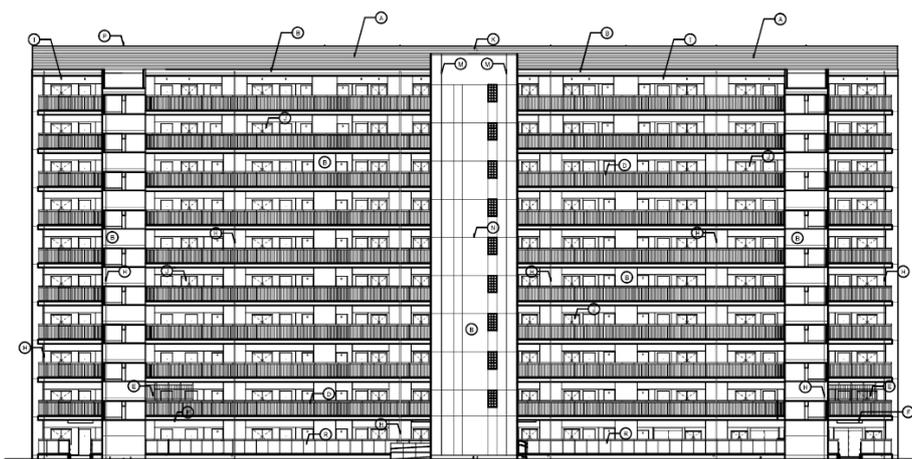
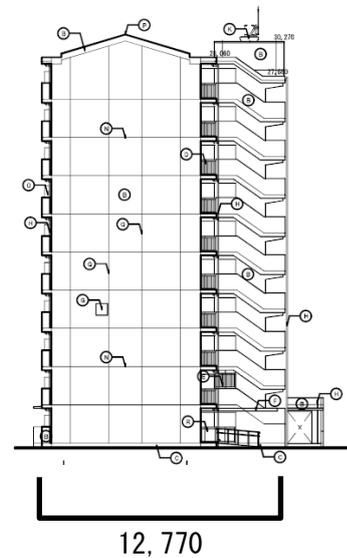


撮影方向

## 【別添-7】 建替えについて

### ■堺宮園住宅立面図

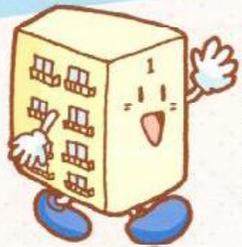
住宅棟 (10階建て)



### ■建替え後外観イメージ



# ふれあいリビング



足腰が弱くて、つい自分の家に閉じこもりがちになってしまう高齢者が増えています。入居者の高齢化が急速に進む中、このような支援を要する高齢者の安否確認や、高齢者がいつまでも元気で暮らしていくにはどのようにするか、さまざまな問題が現れてきています。

そんな中、家から近く、気さくに話ができる場所を作りたい。こんな思いをかねるために作られたのが「ふれあいリビング」です。今では22か所の府営住宅で実施され、それぞれ工夫を凝らされて、周辺の地域の方も訪れるなど活発に活動しています。

今回は、新たに「ふれあいリビング」を新設した住宅を紹介します。

## 桃山台1丁住宅 ふれあいリビング 「リビング・のぞみ」

夏の暑い時期、外で遊んでいる子どもたちに、あいさつすることを条件に招き入れたのをきっかけに、子どもたちが遊びに来るようになり、その子どものおじいちゃんやおばあちゃんも来ていただけるようになったとのこと。

気軽に入れるアットホームな雰囲気「リビング・のぞみ」。ゴム銃の射的大会や編み物教室などのイベントを通じ、世代を超えたふれあいの場となり、笑顔の輪が少しずつ広がっているようです。



## 楠風台住宅 ふれあいリビング「光の園」

いつも来られている方が顔を見せないと、電話で様子を確認したり、「光の園」に来られない方の様子も近所の方に「どうしてる?」と聞いてみたり、住宅内の交流が深まっています。

取材に訪れた日は、月に一度のカラオケの日。同じ人が歌わないように整理券を配って、とてもにぎやかにカラオケを楽しめます。その傍らで、折り紙が得意な人が教室を開き、将棋をやりたい人は将棋をする。それぞれに皆さんが楽しまれており、とても活気があり、これが盛況の秘訣となっているようです。



## 寝屋川打上住宅 ふれあいリビング「すみれ」

近くの公園でのグランドゴルフの帰りや、買い物の帰りの方などが「すみれ」に立ち寄り、日曜日には若い方も顔を出されるということで、今まで話したことのない方も話をするようになり、交流が深まり地域のふれあいの場となっています。

ハロウィンにはお菓子を配り、クリスマスには空クジなしてプレゼントを用意するなどいろいろなことに取り組み、新たな試みにも意欲満々で、日々ふれあいが生まれてきているようです。



注) この記事は、2011年春号のふれあいだよりに掲載されたものです。

内容はすべて掲載当時のものです。

## 【別添-9】

### ■ふれあいリビングとは

昨今は、府営住宅における入居者の高齢化が進んでいます。そのような状況から府営住宅の集会所では、高齢者が孤立することなく、誰もが気軽に集まって食事会や団らん、サークル活動などを行う「ふれあいリビング」を推進しています。

これまで 20 数箇所の府営住宅の集会所で、既存の集会所を改修するなどして、「ふれあいリビング」が実施されており、活動日を決めて、喫茶を行ったり、イベントを開催したりするなど、気軽に住民同士がふれあえる場となっています。

現在の宮園住宅の集会所では、「ふれあいリビング」としては利用されていませんが、今回の建替え後の集会所では、将来的に喫茶等を行う「ふれあいリビング」として利用することが可能となるような、大ホールとキッチンを一体的に利用できるタイプの集会所を整備する予定です。

### ■集会所の運営について

管理は入居者で組織する自治会が行います。平常時は施錠されており、利用する際には自治会の許可を得て鍵を借りて利用します。

現在の集会所では、定期的な会合や式事などが開催されているほか、塾や書道教室、卓球やディスコンなどのサークル活動に利用されています。

巡回管理員室は週1日、午後より2時間程度、大阪府が委託している会社から巡回管理員が滞在します。集会所とは独立して使用できるようにします。(水道、電気の引き込み等の分離まで検討する必要はありません。)

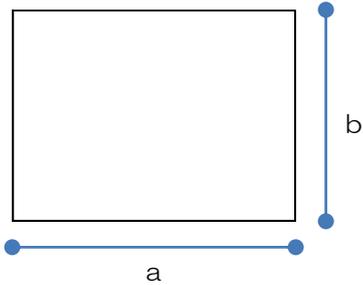
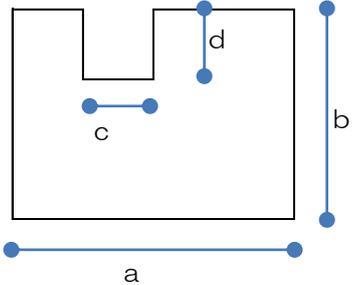
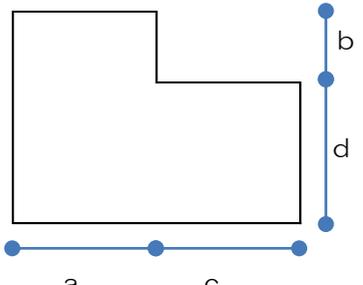
## 【別添-10】床面積の算定について

本コンクールにおける床面積の算定については、下記のように算定してください。

【横方向】×【縦方向】で計算し、計算式は確認しやすいように記載してください。

300 m<sup>2</sup>を超える場合は、重大な欠格要件とみなします。

### ■算定例

|   |  |
|---|--|
|    | $a \times b$   |
|   | $a \times b - c \times d$  |
|  | $a \times b + (a+c) \times d$<br>もしくは<br>$a \times (b+d) + c \times d$ |

### ■屋根・庇などの考え方

